

平成 27 年度 事業報告書

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

一般社団法人 東京都警備業協会

はじめに.....	1
I 啓発普及活動事業	2
1 広報・啓もう活動.....	2
(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行.....	2
(2) 東警協ウェブサイト.....	2
2 犯罪抑止活動等補助.....	3
(1) 各種被害防止のためのグッズ等の作成、配布.....	3
(2) 安全・安心まちづくり協議会への参加.....	3
(3) 東京万引き防止官民合同会議への参加.....	3
(4) 子どもを守るネットルール TOKYO キャンペーンに協力.....	3
II 育成事業	3
1 教育研修会.....	4
(1) 教育幹部合宿研修会.....	4
(2) 教育幹部研修会.....	4
(3) 施設警備業務中堅幹部研修会.....	4
(4) 交通誘導警備業務指導者研修会.....	5
(5) 機械・輸送警備業務合同研修会.....	5
(6) 女性経営者グループ研修会.....	5
(7) 各地区の研修会.....	5
2 警備員教育.....	6
(1) 現任教育.....	6
(2) 予備講習.....	6
3 新任教育(職業訓練認定校).....	6
4 公安委員会講習.....	6
(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習.....	7
(2) 警備員指導教育責任者追加取得講習.....	7
(3) 機械警備業務管理者講習.....	7
(4) 現任指導教育責任者講習(定期講習).....	7
5 特別講習.....	7
III 調査研究指導事業	8
1 調査研究.....	8
(1) 犯罪抑止対策の検討.....	8
(2) 相談等の受理.....	9
(3) 事件・事故事例等から問題点等の対応.....	9
(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究.....	9
2 適正業務指導.....	9
(1) 警備員指導教育責任者研修会.....	9
(2) 施設警備業務経営者等研修会.....	9
(3) 交通誘導警備業務経営者等研修会.....	10
(4) 機械・輸送警備業務合同研修会.....	10

(5) 女性経営者グループ研修会.....	10
3 警備料金適正化ワーキンググループの活動.....	10
(1) 交通誘導警備担当による活動.....	11
(2) 施設警備担当による活動.....	11
4 「オリンピック等警備業務準備委員会」による調査研究.....	11
(1) 「オリンピック等警備業務準備委員会」の活動.....	11
(2) オリンピック等警備業務に係る組織改編.....	11
(3) 大会組織委員会への要員の追加派遣.....	12
5 女性経営者グループによる活動.....	12
IV 災害対策支援事業.....	12
1 環境構築.....	12
2 研修会・訓練等の実施.....	13
(1) 登録警備員災害対策訓練.....	13
(2) 東京都合同総合防災訓練.....	13
(3) 電話連絡網招集伝達訓練.....	13
(4) 災害対策総決起大会.....	13
V 表彰等事業.....	13
1 検定合格率等向上推進対策.....	14
2 功労者に対する表彰事業.....	14
(1) 優良警備員表彰.....	14
(2) 警備員教育功労者等表彰.....	14
(3) その他の表彰.....	14
3 労務関係.....	15
(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2016（労働安全衛生大会）.....	15
(2) 適正業務研修会（施設警備業務労務管理者研修会）.....	15
(3) 適正業務研修会（交通警備業務業務適正化研修会）.....	15
(4) 適正業務パトロール（交通誘導警備業務）.....	15
(5) 警視庁との意見交換会（交通誘導警備業務）.....	15
4 警備業人材確保対策.....	16
(1) 東京しごと財団との協働事業.....	16
(2) ハローワークと協働した映像コンテンツの制作.....	16
(3) 自衛隊援護協会との連携.....	16
5 その他、会員に限定する活動.....	16
(1) 業務別報告会.....	16
(2) 地区別報告会.....	17
(3) 上級救命講習.....	17
(4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動.....	17
(5) （公社）被害者支援都民センターへの加入.....	18
(6) 全国万引犯罪防止機構への加入.....	18
VI 書籍等販売事業.....	18

はじめに

平成 27 年度は、国会において女性活躍推進法（平成 27 年法律第 64 号）が可決成立したが、女性の登用が成長戦略の中核と位置づけられ、社会生活の中における女性の活躍を飛躍的に拡大させる契機の年になった。東京都警備業協会においても 4 月 1 日から女性経営者グループ（すみれ会）が正式に発足し、すみれ会のメンバーの活発な活動により、女性警備員の質の向上と職域拡大への動きが大きく踏み出された年となった。また 2020 年（平成 32 年）に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、おもてなし精神を如何なく発揮して、安全で安心して観戦できる競技運営ができる適正な警備業務を実施するために、東警協内に設置したオリンピック等警備業務準備委員会は 2 年を経過してその活動も軌道に乗り、共同企業体設立準備へ向けて力強く歩みを進めた年となった。

社会的には、平成 15 年から続いた刑法犯認知件数が 13 年連続で減少し、戦後最高を記録した平成 14 年の半数以下に抑え込まれるなど、数値の上では安全な社会の実現に近づいたと思われるが、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害が依然として多発したほか、海外における国際テロ事件の多発、国内でも火山噴火の多発、大型台風襲来による水害被害など、社会的な不安感が増加した年でもあった。

そのような情勢の中、我が東警協においては、マイナンバー制度の導入に伴う関係規程の整備と会員各社に対する各種の研修会を実施して、業界全体のコンプライアンス向上に努めた。更には警備業の信頼性をより強固なものとするため、配置される警備員の質の向上を目指したほか、検定合格警備員を輩出するための特別講習をはじめ、公安委員会から委託された指導教育責任者講習、各社の委託を受けた新任教育、現任教育などの育成事業や各種研修会による適正業務指導を推進した。

また、社会保険未加入問題の解消と適正な警備料金確保のため、交通警備業務向けに作成した標準見積書を効果的に活用する施策を推進したほか、施設警備業務における見積書の作成までその範囲を広げてきた。

このような活動の傍ら、主管官庁である警視庁からは防犯活動等に協会を挙げて積極的に協力した功労が認められ、生活安全部長感謝状を受賞したほか、初めて交通部長感謝状の贈呈を受けることにもなった。また、新たな活動として、被害者支援都民センターに正会員として加入したほか、全国万引犯罪防止機構へも加入するなど、より充実した社会貢献のできる体制づくりに、新たな窓口を開いた年にもなった。

その他、警備業界の重要な課題である慢性的な警備員不足に対応するため、警備業の PR と優秀な人材確保についてのビデオ制作を企画立案したが、ワーキンググループの担当理事や講師等の協力を得て 3 月末に完成をした。今後、このビデオをハローワークをはじめ関係機関等において活用し、警備業への理解と人材確保を強力に進めていく。

これらを踏まえた平成 27 年度の事業の推進結果については、下記のとおりである。

I 啓発普及活動事業

(定款上の事業～第4条第1号「犯罪等の防止に関する啓発普及事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

当協会の主要な活動事業のひとつは、犯罪等の防止に関する啓発普及活動事業であるが、会員各社に対しては機関誌やホームページを通じて情報提供をする一方、一般向けにも防犯グッズの作成配布や、警視庁と連携した各種キャンペーン活動に参加するなどにより啓発普及活動の一翼を担っている。

1 広報・啓もう活動

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

機関誌「とうけいきょう」を活用して「女性経営者グループの発足」「警備業の将来を開く経営戦略としての女性雇用の拡大」「女性限定のスキルアップセミナーの開催」などの女性の活躍推進に向けた取り組み情報と「職場内のセクシャルハラスメント対策」や「警備業の経営基盤強化のために～マタハラ防止&サービス介助士」として女性の職域拡大に直結した研修会の内容紹介を行った。「平成26年・東京の犯罪情勢」「警視庁・平成27年立入検査実施結果」など警備業に直結する情報、「平成26年度労働災害発生状況調査報告」「増加する転倒事故をストップ！労災事故防止の方策を学ぶ」などの労働災害対策情報、「自然災害に向けた家庭での備え」などの地震等災害対策情報の提供に努めた。

また、「協会だより」のコーナーでは各委員会、各警備業務グループ等の活動状況をそれぞれ紹介したほか、新コーナーとして特別講習の講師を紹介する「講師・凛々」を設けた。

(2) 東警協ウェブサイト

東警協のウェブサイトのうち会員専用ページには、「第42回主要国首脳会議に伴う警戒警備に対する協力要請について」「テロ対策強化に伴う協力要請について」など警視庁からの協力要請を掲載したほか、「警察官の出動服に類似する服装の使用禁止について」「平成26年警備業の実態と指導強化推進状況について」など警視庁からの情報や「警備員の熱中症予防対策の徹底について」「転倒災害の防止プロジェクトに関する協力要請について」等の労働災害対策、「平成28年度建築保全業務労務単価の公表について」「平成28年2月から適用される公共工事設計労務単価について」等の警備料金適正化に関する情報提供も行った。

また、一般閲覧用ページには各種講習等の実施予定のほか「加盟企業検索」「書籍等取扱商品」「警備業関連参考資料」などを掲載した。

2 犯罪抑止活動等補助

(1) 各種被害防止のためのグッズ等の作成、配布

警視庁生活安全総務課、(公財)東京防犯協会連合会からの要請を受け、「平成 27 年全国地域安全運動」に合わせてプチ LED ライトキーホルダー40,000 個を作成したほか、警視庁生活安全総務課、犯罪抑止対策本部、交通総務課、少年育成課からの要請により、振り込め詐欺被害防止『クリアーファイル』62,000 枚、自転車盗被害防止『ワイヤーロック』21,000 個、子供の犯罪被害防止『定規』5,000 個、振り込め詐欺被害防止『卓上カレンダー』27,500 個、振り込め詐欺被害防止『箸』13,500 膳、少年非行防止『メモ帳』『マウスパッド』等を都民への広報、啓発用として各警察署防犯協会等へ配布した。

(2) 安全・安心まちづくり協議会への参加

東京都が推進する安全・安心まちづくり協議会に参加して、身近な犯罪対策の推進、公共空間の安全対策、子供の安全確保の推進、暴力団排除対策の推進等、地域の体感治安の改善に向けた事業を推進するため、5 月 26 日の幹事会に事務局長が、7 月 3 日の総会に専務理事がそれぞれ出席した。また、「東京都安全・安心まちづくり条例」の改正に関するパブリックコメントに対して、協会としての意見提出を行った。

(3) 東京万引き防止官民合同会議への参加

都内の刑法犯認知件数が大幅に減少を続けている中で、万引き被害がその比率を増加している状況を受け、東京都と警視庁は関係団体とともに万引き防止官民合同会議を開催しているが、当協会もこれに参画し、7 月 29 日に日比谷公会堂で開催された「第 6 回万引き追放サマーキャンペーン」に会員各社から 104 人が参加したほか、11 月 25 日に開催された官民合同会議に事務局長が出席した。

(4) 子どもを守るネットルール TOKYO キャンペーンに協力

インターネットやスマートフォンの普及が進む中、子供たちがネット犯罪に巻き込まれることを防止するため、警視庁が平成 28 年 3 月 27 日に新宿駅西口イベントコーナーにおいて実施した「子どもを守るネットルール TOKYO キャンペーン」に参加して、啓蒙グッズを配布しながら被害防止を呼び掛ける活動に協力した。

II 育成事業

(定款上の事業～定款第 4 条第 3 号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第 9 号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備業務を適正に行うようにするため、警備業務に関する知識及び能力の向上に不断の努力を重ねることは、警備業者及び警備員がその社会的使命を果たしていくための義務であり、警備業が健全に発達するための要諦であるといえる。このため

警備員はもとより、各社の経営者、教育幹部等を対象にした研修会等を充実強化して、次のとおり各種教育事業を展開した。

1 教育研修会

警備員の専門的な知識及び能力の向上を図るため、受講対象者を警備業務別、担当者別に分類し、次の研修会を実施した。

(1) 教育幹部合宿研修会

教育幹部合宿研修会については、各社の教育担当幹部を集めて10月13日～14日に「研修センターふじの」で実施した。実技訓練として三角巾による頭部の止血要領やAED操作要領のほか、グラウンドにおいて部隊訓練と行進訓練、交通誘導2級検定の実技として大旗による車両誘導と素手による後進誘導要領、雑踏警備2級の整列規制要領、貴重品運搬、施設警備2級の警戒杖の基本操作要領、徒手護身術などを習得した。グループディスカッションでは「警備業の将来について」と題して、人員不足を補うために、働きたいと思う環境作りはどうかをテーマに討論が行われ、グループ毎にその結果発表が行われた。また、平山専務理事から「警備業の諸問題について」の講話があったほか、(株)五十嵐商会の五十嵐和代社長の「人手不足を解消するための魅力ある職場づくり」と題する講演が行われた。(参加者42名)

(2) 教育幹部研修会

年度中2回の教育幹部研修会を実施した。1回目は、6月24日に指導教育責任者等を対象にして、警視庁公安部外事第三課第二係安達清人係長を講師に招き「最近のテロ情勢と我が国における事例」と題して国際テロの現状と心構えについての講演を聴講した。(受講者180名)

2回目は、11月25日に各社の経営者および経営に携わる会社幹部を受講対象としてセコム(株)研修部齋藤太嘉志部長を講師に招き「セコムの教育体系について」と題して、プロ意識を持つ『人財』育成に向けた企業の教育システムについての講演を聴講した。(受講者180名)

(3) 施設警備業務中堅幹部研修会

主として、施設警備業務を営む各社の教育幹部を対象に、検定受検者の指導に生かすことを目的とする研修会を2回実施した。

1回目は、8月3日に各会員会社で特別講習の送り出し教育を担当している教育担当者を対象として実施され、特別講習の講師による検定2級の実技試験のポイントなどを中心に実技訓練が行われた。(受講者65名)

2回目は、12月10日に実施され、送り出し教育を担当する教育担当者を対象に、関係法令等の解説に続き、出入管理要領、負傷者の搬送、自動火災警報設備の操作などの実技訓練が行われた。(受講者42名)

(4) 交通誘導警備業務指導者研修会

交通誘導警備業務協力員会議では、各社で特別講習の送り出し教育を行う教育担当者を対象とする研修会を2回実施した。

1回目は、交通誘導警備業務2級検定の実技を中心に特別講習の講師が指導する研修会で、7月8日に実施し、護身術、負傷者搬送、大旗による車両誘導、後進誘導などの実技訓練が行われた。(受講者65名)

2回目は、雑踏警備業務2級検定を対象とした指導者研修会を10月5日に実施し、各社の社内教育を担当する幹部等が出席し、効果的な送り出し教育の実施について特別講習で雑踏警備を担当する講師から指導を受けた。(受講者40名)

(5) 機械・輸送警備業務合同研修会

機械警備業務グループと輸送警備業務グループが合同で実施する研修会で、10月30日に警視庁新橋庁舎において実施した。同庁舎にある警視庁交通管制センターを見学した後、生活安全総務課竹内係長による「警備業務の現状と諸問題、立入結果について」と題する講演を聴講した。(受講者51名)

(6) 女性経営者グループ研修会

本年度から設立された女性経営者グループ(すみれ会)が、女性経営者、女性警備員、事務職員など、女性に限定した研修会を12月3日に当協会3階研修センターで開催した。(公財)日本ケアフィット共育機構の高木友子事務局長から「サービス介助士について」と、東京労働局雇用均等室の森下恵子指導官から「男女雇用機会均等法について」の講演を聴講した後、上野警察署の権瓶功泰剣道助教が「女性のための防犯教室」として、護身術の指導をし、参加者が手首を掴まれたときの離脱方法などの実技指導を受けた。(受講者46名)

(7) 各地区の研修会

各地区においても、警視庁の担当官や、全警協、社会保険労務士、民間講師などを招請して研修会が実施された。その概要は次のとおり。

4月16日	北東地区(92人)	警視庁生安総務課藤田管理官、竹内係長
4月21日	南西地区(68人)	警視庁藤田管理官
5月13日	多摩地区(45人)	全警協齋藤次長
5月18日	新宿地区(58人)	気象予報士岩谷忠幸事務局長
5月27日	北西地区(70人)	池袋労働基準監督署稲員央次長
6月10日	多摩地区(20人)	警視庁災害対策課宇井管理官
9月28日	千代田地区(40人)	全警協齋藤次長
10月14日	多摩地区(60人)	全警協小澤課長
10月21日	中央地区(67人)	全警協小澤課長、警視庁生総課竹内係長
10月22日	北西地区(30人)	すみれ会五十嵐リーダー
11月6日	城南地区(58人)	全警協齋藤次長
11月11日	多摩地区(30人)	すみれ会五十嵐リーダー
11月16日	千代田地区(58人)	EAP 総研川西由美子所長

11月26日	北東地区 (58人)	全警協小澤課長
12月2日	南西地区 (82人)	全警協小澤課長、警視庁生総課竹内係長
12月9日	北西地区 (60人)	第一生命経済研究所小谷みどり主任研究員 警視庁生総課竹内係長
1月13日	多摩地区 (50人)	社会保険労務士岩田貴信 警視庁生総課藤田管理官
1月27日	新宿地区 (80人)	リレハンメル五輪複合金メダル阿部雅司

2 警備員教育

警備業法第21条第2項に基づく警備員に対する教育として、警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」に必要な、個々の警備員の専門的な知識、能力の向上を図るため、各種教育事業を実施した。

(1) 現任教育

教育期ごとの現任教育（基本教育、業務別教育・1日）

48回（1回1日） 3,679名（会員3,284名、非会員395名）

(2) 予備講習

特別講習の受講前に行う事前講習（基本教育、業務別教育、1日及び2日間）

・ 施設1級	3回（1回 2日間）	279名
・ 施設2級	12回（1回 2日間）	1,050名
・ 交通2級	13回（1回 2日間）	1,081名
・ 雑踏1級	1回（1回 2日間）	84名
・ 雑踏2級	6回（1回 2日間）	490名
・ 貴重品1級	1回（1回 2日間）	32名
・ 貴重品2級	4回（1回 1日間）	224名
	合計40回	3,240名

3 新任教育（職業訓練認定校）

警備業法第21条第2項に定められている新任教育であるが、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設と同等の職業訓練が実施できると都知事の認定を受け、警備業者からの委託により実施している警備員教育である。

平成27年度の実施状況は次のとおりである。

12回（延べ 48日間） 受講人員 749名（会員 622名、非会員 127名）

4 公安委員会講習

東京都公安委員会から委託された、警備業法第22条の規定に基づく資格取得のための警備員指導教育責任者講習及び同法第42条に基づく資格取得のための機械警備業務管理者講習を東警協研修センターで実施したほか、各営業所で選任されて

いる警備員指導教育責任者を対象とした現任指導教育責任者講習を東食健保会館及び東警協研修センターで次のとおり実施した。

(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習

- ・ 1号警備業務 (7日間) 4回 487名 (合格率 81.7%)
 - ・ 2号警備業務 (6日間) 2回 149名 (合格率 92.6%)
 - ・ 3号警備業務 (6日間) 2回 51名 (合格率 96.0%)
 - ・ 4号警備業務 (5日間) 1回 12名 (合格率 91.6%)
- 《合計 9回 699名》

(2) 警備員指導教育責任者追加取得講習

- ・ 1号警備業務 (4日間) 4回 101名 (合格率 85.1%)
 - ・ 2号警備業務 (3日間) 2回 60名 (合格率 98.3%)
 - ・ 3号警備業務 (3日間) 2回 10名 (合格率 100.0%)
 - ・ 4号警備業務 (2日間) 1回 46名 (合格率 93.4%)
- 《合計 9回 217名》

(3) 機械警備業務管理者講習

4日間 3回 114名 (合格率 57.0%)

(4) 現任指導教育責任者講習(定期講習)

- ・ 1号警備業務 (1日) 3回 635名 (東食健保会館)
 - ・ 2号警備業務 (1日) 2回 406名 (東食健保会館)
 - ・ 3号警備業務 (1日) 1回 84名 (東警協研修センター)
 - ・ 4号警備業務 (1日) 1回 88名 (東警協研修センター)
- 《合計 7回 1,213名》

5 特別講習

(一社) 警備員特別講習事業センターから委託された「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第17条の基準に適合する講習会(以下「特別講習」という。)を「研修センターふじの」及び「東警協研修センター」で次のとおり実施した。

- ・ 施設警備業務1級 3回
 - 本講習 220名 (合格率 56.4%)
 - 再講習 68名 (合格率 55.9%)
- ・ 施設警備業務2級 12回
 - 本講習 934名 (合格率 71.4%)
 - 再講習 181名 (合格率 63.5%)
- ・ 交通誘導警備業務2級 13回
 - 本講習 1,062名 (合格率 62.1%)
 - 再講習 160名 (合格率 46.9%)
- ・ 雑踏警備業務1級 1回

	本講習	76名 (合格率 78.9%)
	再講習	12名 (合格率 58.3%)
・ 雑踏警備業務 2 級	6 回	
	本講習	458名 (合格率 76.0%)
	再講習	86名 (合格率 67.4%)
・ 貴重品運搬警備業務 1 級	1 回	
	本講習	79名 (合格率 89.9%)
	再講習	18名 (合格率 83.3%)
・ 貴重品運搬警備業務 2 級	4 回	
	本講習	313名 (合格率 65.5%)
	再講習	93名 (合格率 34.4%)
合計	40 回	3,760 名
	本講習	3,142 名
	再講習	618 名

このうち、施設警備業務 2 級特別講習及び雑踏警備業務 2 級特別講習は「東警協研修センター」で実施した。また、交通誘導警備業務 2 級特別講習は本講習の受講枠を増加させるため、12 月以降、再講習分及び本講習の一部を（一社）全国警備業協会に肩代わりして実施することとした。

Ⅲ 調査研究指導事業

（定款上の事業～定款第 4 条第 1 項第 2 号「犯罪等に強い社会の構築に必要な調査研究に関する事業」、第 5 号「警備業務の適正な運営の確保を図る事業」、第 7 号「警備業務の環境向上に関する事業」、第 9 号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」）

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、警備業務の実施の適正を図るため、「オリンピック等警備業務準備委員会」による情報収集を行い、必要な調査研究を進めた。また、昨今問題となっている社会保険未加入問題の解消と警備料金適正化への取組み、警備員不足の解消などのため、関係諸官庁・各機関と緊密な連携を取りながら、調査研究を実施したほか、犯罪の発生状況や大災害発生時に予想される被災状況等を勘案し各種対策に努めた。

1 調査研究

警備業務を通じて「犯罪等に強い社会の構築」の実現を目指すとともに、警備業務の適正運営に資するため、犯罪の発生状況、警備業の実態、警備料金の実態、労働災害等についての情報を関係諸官庁の資料等を通じて収集し、その活用に努めた。

(1) 犯罪抑止対策の検討

警視庁がとりまとめた「平成 26 年東京の犯罪情勢」「平成 26 年警備業の実態と指導強化推進状況について」等の資料により研修会等で教養したほか、各種

研修会等の機会をとらえて警視庁担当官から犯罪情勢と犯罪抑止活動等の指導を受けるなど、犯罪抑止対策についての検討を行った。

(2) 相談等の受理

当協会事務局への来訪や電話により、警備業法、労働者派遣法、労基法に係る相談、検定等に関する問い合わせがあった。近年は特に各種法令違反により行政処分が科せられる事案が増加傾向にあるところから、事務局職員が通常業務を通じて、適正な対応に努めた。

(3) 事件・事件事例等から問題点等の対応

警備員による不適切事案、労働災害等による死傷事案については、警視庁及び関係機関の公表や報道内容等により実態を把握し、研修会等でその周知と注意喚起に努めたほか、機関紙「とうけいきょう」や当協会ホームページを利用して情報提供に努めた。

(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究

大規模災害発生時に的確な対応が取れるよう「災害時支援協定」に基づく活動要領等に沿った訓練を実施したほか、機関紙「とうけいきょう」において「首都直下地震に備えよう」とする連載を掲載して発災時対策の情報を提供した。

2 適正業務指導

平成 27 年に警視庁が行った定期立入検査の結果、違反件数は 312 件と前年より 8 件増加し、同一業者による複数違反が散見されたことなどを受け、適正な警備業務の実施についての指導が強く求められる状況であった。このため、定期立入前に各社の警備員指導教育責任者を集めて研修会を実施したほか、警備業務に係る労働関係法令に関する研修会、労働災害防止の観点から中央労働災害防止協会の職員を招致した研修会を開催するなど、時宜を捉えて適正業務に向けた指導が行われた。

(1) 警備員指導教育責任者研修会

警視庁による定期立入検査を前に警視庁から講師を招き、会員・非会員を問わず警備会社の経営者及び警備員指導教育責任者等の教育担当幹部を対象として実施する研修会である。練馬文化センターにおいて実施したところ、約 1,200 名が受講した。警視庁の生活安全総務課の藤田管理官からは、「適正な警備業務のあり方」、同竹内係長から「警備業務の現状と課題」についての講演があり、立入検査の留意点に話が及ぶと受講者は熱心にメモを取って聴講していた。

(参加者 1,200 名)

(2) 施設警備業務経営者等研修会

1 回目は、初めての取り組みとして、各社で教育を担当する幹部を対象として、8 月 19 日に自衛消防の実態について学ぶ研修会を当協会 3 階研修センターにおいて実施した。東京消防庁予防部防火管理課自衛消防係の神田美紀係長から「自衛

消防の実態について」の講演があり、施設警備と密接な関係にある自衛消防の適切な対処法や現状について学んだ。(参加者 137名)

2回目は、主として施設警備業務を営む各社の経営者等を対象として、9月16日に当協会3階研修センターにおいて実施した。警視庁生活安全総務課竹内係長から「警備業務の現況と適正業務」について講演があった後、東京労働局雇用均等室の三浦章子指導官から「妊娠・出産等を理由とした不利益扱いの禁止及びセクシャルハラスメント防止措置」について、また(公財)日本ケアフィット共育機構事務局長の高木友子氏から「警備業界に求められる、お客様とのコミュニケーション」についての講演があり、参加者は熱心に聴講した。

(参加者 82名)

(3) 交通誘導警備業務経営者等研修会

主として交通誘導警備業務を営む各社の経営者等を対象に、9月7日に当協会4階研修センターにおいて実施した。中央労働災害防止協会教育推進部次長の田中博氏から「転倒災害の防止について」と題する講演があり、警視庁生活安全総務課竹内係長から「警備業の現況について」の講演を聴講した。最後に当協会平山専務理事から「警備業の諸問題」と題する講話があった。(参加者 113名)

(4) 機械・輸送警備業務合同研修会

機械・輸送警備業務を営む各社の管理者を対象に、7月3日に当協会3階研修センターにおいて実施した。株HAMANI代表取締役の寶野英弘氏から「防弾・防刃ベスト等の知識と試験方法」について、また総合警備保障株の川越貴幸氏から「ドラレコ画像を使った交通事故防止対策について」の講演を聴講し、ドライブレコーダーで録画された事故映像を使い、実際に事故が発生した時の状況や原因を検証することができ、意義深い研修会となった。(参加者 94名)

(5) 女性経営者グループ研修会

警備業の将来を拓く経営戦略として女性雇用を拡大させるため、各社の経営者を対象とした女性経営者グループ(すみれ会)発足記念研修会を7月13日に当協会3階研修センターで開催した。東京労働局雇用均等室の三浦章子指導官から「女性の活躍促進による企業の活性化について」と、益子昌平塾塾長でセコム株前会長の木村昌平氏から「これからの女性警備員の活躍促進について」の講演があり、女性が活躍する職場構築に向けての認識を新たにする研修会であった。

(参加者 150名)

3 警備料金適正化ワーキンググループの活動

国土交通省は公表した施策の中で「適切に社会保険に加入していない建設企業は社会保険に関する法令を順守しない不良不適格業者である」と示し、平成29年3月までに企業単位100%加入を目標に掲げたことから、社会保険未加入の警備業者は下請け企業に選定されなくなるという、いわゆる“29年問題”が発生した。これを受け、東警協内に社会保険未加入問題を解消し、適正な警備料金を確保するためのワーキンググループを立ち上げ活動を開始した。

(1) 交通誘導警備担当による活動

国土交通省が発表する公共工事設計労務単価にある交通誘導警備員 A 及び B の労務単価を参考に、適正な警備料金を算出するための標準見積書を策定し、更に関係する建設業協会等への理解を求める文書を作成して協力を求めてきた。その結果をワーキンググループニュースにまとめて会員へ還元するとともに、集大成としてその経緯を小冊子にまとめ上げた。更に、アンケート調査を行い標準見積書の活用状況や社会保険加入状況等を確認するなど、適正な警備料金についての調査研究とその還元に努めた。

(2) 施設警備担当による活動

国土交通省が毎年実施する実態調査によりとりまとめた、建築保全労務単価に示された警備員日割基礎単価を参考に、施設警備業務についても交通誘導警備と同様に、適正な警備料金を確保するため見積書の作成を求める声が寄せられたことから、施設警備担当の協力員により調査研究が行われ、施設警備業務としての見積書のサンプルを作成した。その上で警備業界の置かれた窮状を訴え、理解と協力を求める依頼文書を作成し、専務理事以下担当協力員が説明と協力要請のため、4 か所の関係団体へ赴くこととしている。また、併せて会員各企業へもその概要を示した文書を送付することとした。

4 「オリンピック等警備業務準備委員会」による調査研究

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで残り 5 年を切り、大会組織委員会における準備活動が進捗しているが、当協会においても来るべき競技大会における各種警備業務を完遂させるため、情報収集や必要な調査研究を行う準備委員会を設置して、毎月 1 回定例の準備委員会を開催し、基礎的な調査研究を実施した。

(1) 「オリンピック等警備業務準備委員会」の活動

警備業界の大手 4 社及び東警協各地区並びに施設と交通警備業務の各グループから其々要員を抽出して準備委員とし、東警協アドバイザーと警視庁 0B のオブザーバー 2 名のほか、警視庁生活安全総務課担当官、警視庁オリンピック競技大会総合対策本部担当官、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会警備局担当者を加えたメンバーにより準備委員会を立上げ、毎月 1 回の委員会を開催してきたが、その活動が進展するに伴い、組織委員会への派遣者、埼玉警協、千葉警協、神奈川警協のほか、大手企業からの追加要員も加わり、総員 30 名を越す大所帯として活動するようになった。

(2) オリンピック等警備業務に係る組織改編

オリンピック等競技大会の招致に当たり、IOC に対して当初 14,000 名の警備員による警備を行うとのレポートが提出されたことから、共同企業体(JV)の設立により警備員を確保することが必要とされた。このため、オリンピック等警備業務準備委員会を立上げ、基礎的な調査研究を進めてきたが、平成 28 年度の総会で

会長以下数名の理事が交代することに合わせ、現在の準備委員会を発展的に拡充し、東警協会長を委員長、各理事を委員とするオリンピック等対策委員会に格上げし、共同企業体をスムーズに立ち上げるため、現在の準備委員会を共同企業体設立準備事務局に移行させ、体制を強化することとしている。

(3) 大会組織委員会への要員の追加派遣

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの要請を受けて、警備局職員として平成 26 年度中に 6 名の要員を派遣してきたが、本年度も追加派遣の要請を受けたことから、会員各社に協力要請を行い人員の選考を行ったうえ、理事会に諮って 4 名の要員を追加派遣することが承認された。10 月 26 日に白川会長からの委嘱状交付式を行い、11 月 1 日から組織委員会へ追加派遣した。これで、協会からの派遣者は 10 名となった。

5 女性経営者グループによる活動

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定された。当協会においても女性が活躍できる警備業界として職域拡大、職場環境改善へ向けた調査研究と各種活動を実施するため、理事会の承認を受けて正式に 4 月 1 日から女性経営者グループ（すみれ会）を発足させた。これまでに、座談会や各社の経営者等を対象とした研修会、女性警備員を対象とした研修会など各種の企画を計画実施したほか、すみれ会ニュースを発行するなど、女性の職域拡大を推進するため活動した。

IV 災害対策支援事業

（定款上の事業～第 4 条第 1 項第 6 号「災害時支援体制の確立に関する事業」）

東日本大震災の発生から既に 5 年を経過して、被災地の復興もかなり進んでいるが、被災県において災害時支援協定がうまく機能しなかった経験を生かし、今後首都直下地震が発生した際、実効性のある支援体制を構築していく必要があることから、次のような事業を行った。

1 環境構築

災害時支援協定の内容を見直し、警備員を登録制にして、派遣先警察署長の指揮下で運用できることとした新活動要領に基づき環境構築を進めてきたが、これまでに全会員の 4 割弱の業者が災対加盟として協定書を締結し、1,000 名を上回る警備員が支援要員として登録された。

2 研修会・訓練等の実施

(1) 登録警備員災害対策訓練

災害時支援協定に基づく登録警備員の災害対策訓練が5月11日に世田谷区喜多見の警視庁交通安全教育センターにおいて実施された。参集訓練は8支部から登録警備員200名が招集され、協会所属の特別講習講師や協会役員等総勢250名の要員が集まって、警察官と連携した交通整理訓練、視聴覚教養、AED訓練、三角巾訓練等に取り組んだ。また、初めての試みとして、警視庁災害対策課の担当官から「負傷者の搬送要領」について説明を受け、担架などが準備できない場合の搬送要領について訓練を実施した。

(2) 東京都合同総合防災訓練

東京都・立川市合同総合防災訓練が、9月1日に立川市の国営昭和記念公園を中心に約1万人が参加して実施された。多摩地区を震源とするマグニチュード7.3の非常に強い地震が発生したと想定して取り組んだ訓練に、当協会からは94名の警備員と、災対委員、協会講師など合計148名が参加し、訓練会場で整理誘導訓練を実施した。

(3) 電話連絡網招集伝達訓練

災害時支援協定に基づき、「訓練震災出動が発令されました。指定された警察署に参集してください。」という内容の電話伝達訓練を各地区ごとに2回実施した。9月1日の訓練では最短9分、最長18分で伝達終了となったが、1月19日実施の訓練では最短9分、最長24分とやや時間を要して訓練が終了した。

(4) 災害対策総決起大会

災害対策委員会主催により、隔年開催されている「第7回災害対策総決起大会」が10月20日、台東区の東食健保会館で開催された。阪神淡路大震災の発生を受けて開催されている大会であるが、警備員を派遣する協定締結会社などから135人が参加した。警視庁災害対策課宇井管理官から「東京の災害について」の講演があり、荒川の堤防決壊を想定した場合の都内の被災状況を例に、地域防災力の向上には不断の取り組みと連携強化が大切であることの認識を新たにした。

V 表彰等事業

(定款上の事業～定款第4条第7号「警備業務の環境向上に関する事業」、第8号「警備員及び警備業務に関し功労のあった者に対する表彰事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備業務の環境向上に関する事業として労災事故防止や勤務環境の改善などを推進したほか、警備員及び警備業務に関し功労のあった者を表彰する事業のほか、会員会社の利益のために取り組む必要のある事業（共益事業）を推進した。

1 検定合格率等向上推進対策

適正な警備業務を提供していくためには、より多くの検定合格警備員を輩出して、配置基準の有無にかかわらず警備現場に配置する必要がある。しかし、特別講習の合格率が伸び悩み、会社の教育費用が嵩んでいる現状を解消させるため、協会独自の取組みとして、会員限定の「0（ゼロ）からの挑戦塾」を次のとおり実施した。

・ 施設警備業務 2 級特別講習受講対象者	5 回	84 名
・ 交通誘導警備業務 2 級特別講習受講対象者	4 回	82 名
・ 雑踏警備業務 2 級特別講習受講対象者	2 回	16 名
	合計	11 回 182 名

受講者数が前年度と比較して 35%ほど増加しているところから、合格率の更なる向上を目指し、平成 28 年度も継続実施することとしている。

2 功労者に対する表彰事業

表彰細則に基づき警備業功労者表彰、警備業教育関係等功労者表彰、その他の表彰等について次のとおり感謝状等の贈呈を行った。

(1) 優良警備員表彰

会員会社の警備員として相当期間勤続し、その勤務成績が優秀で他の模範と認められる警備員を対象として、10 月 28 日に銀座ブロッサムにおいて優良警備員表彰式を実施した。来賓として警視庁生活安全総務課長、東京消防庁防火管理課長、（一社）全国警備業協会専務理事を来賓として招き、祝辞を頂いたのち会長から代表受賞者に対して表彰状等が授与された。受賞対象者は 1 級 109 名、2 級 449 名の合計 558 名であった。

(2) 警備員教育功労者等表彰

5 月 22 日にグランドアーク半蔵門における定時総会終了後、意見交換会の開会前に表彰式が行われ、生活安全部長・東警協会長連名表彰として 4 名が表彰された。続いて東警協会長表彰として警備業功労者 16 名、警備業教育関係等功労者 2 名に会長からの感謝状と記念品を贈呈した。

また、平成 28 年 1 月 19 日にグランドアーク半蔵門における新年互礼会の開会に先立ち、当協会と千歳ファッション（株）が生活安全部長感謝状を受賞した。これに引き続き生活安全部長・東警協会長連名表彰として 3 名が表彰され、東警協会長表彰として警備業功労者 9 名、教育関係等功労者個人 2 名、団体 2 社、その他の功労として個人 2 名にそれぞれ会長感謝状と記念品が贈呈された。

(3) その他の表彰

例年、全警協では労働安全衛生、労働災害防止に関する論文、ポスター、標語を募集しているが、当協会では応募作品を取りまとめ、優秀作品を選出して全警協へ推薦した。平成 28 年 2 月 25 日に行われた業務適正化推進大会の席上で推薦された論文・ポスター・標語各 3 名のほか、標語の優秀作品 9 名に対して表彰を行った。

3 労務関係

労働災害防止の機運を醸成し、警備業務の現場で発生する各種事故防止と、社会保険未加入問題に端を発した警備料金適正化問題や労務問題に適正に対処するため、次のとおり研修会等を実施した。

(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2016（労働安全衛生大会）

リスクセミナー2016 とサブタイトルを冠した業務適正化推進大会は、平成 28 年 2 月 25 日に東食健保会館で開催された。開会宣言に引き続き、殉職された警備員の方々に哀悼を捧げ、今後も労働災害防止に全力を尽くすという決意を込めて出席者全員が黙とうした。その後、労働災害防止の論文・ポスター・標語の優秀作品に対する表彰が行われた。研修会として NHK 気象キャスターの菊池真以氏による「大雨や暑さなどから身を守るための気象講座」、東京労働局労働基準部産業安全専門官の成田光志氏による「警備業における労働災害防止対策」の講演があり、研修終了後、大会宣言を採択して労働災害防止への取組みを誓い閉会した。（参加者 230 名）

(2) 適正業務研修会（施設警備業務労務管理者研修会）

施設警備業務グループでは 10 月 16 日に各社の労務管理者を対象として適正業務研修会を開催した。警視庁生活安全総務課の竹内係長が「警備業務の現状と適正業務について」の講演をしたのち、(一社)全国警備業協会総務部齋藤次長から「適正な労務管理が会社を救う」について講演があり、社会保険未加入問題に続いて厚生労働省が取り組む問題が労務管理であることが紹介された。

（参加者 130 名）

(3) 適正業務研修会（交通警備業務業務適正化研修会）

交通警備業務グループでは 8 月 24 日に業務適正化研修会として、(一社)全国警備業協会総務部齋藤次長と特定社会保険労務士の岩田貴信氏を招請して最新の労務管理とマイナンバー制度について研修会を開催した。参加者全員に全警協が作成した社会保険未加入問題、標準見積書、労務管理などに関する各種資料が収録された CD-ROM が配布された。また、警備料金適正化 WG メンバーによる寸劇「社長！うまくいきました！」が披露され、各社の営業努力として警備料金適正化に向けて何か行動を起こしてほしいと訴えかけた。（参加者 102 名）

(4) 適正業務パトロール（交通誘導警備業務）

交通誘導警備業務を営む各会社を主体に、全国交通安全運動と合わせて安全週間を設定し、それぞれ自社の交通誘導警備現場の業務適正・安全パトロールを実施した。春は 5 月 11 日から 20 日までの間に実施し、参加会社は 106 社、971 現場（2,782 ポスト、警備員数 3,298 名）、秋は 9 月 17 日から 9 月 30 日の間、87 社、708 現場（1,904 ポスト、2,365 名）でそれぞれ実施した。

(5) 警視庁との意見交換会（交通誘導警備業務）

交通誘導警備業務担当理事以下代表者が、警視庁生活安全総務課の担当官と意見交換会を行ったもので、4 月 27 日は警備業法と関係法令、配置基準、雇用等

の諸問題、個人情報取扱いなどを、11月9日は警備業法改正、指定路線の見直しと配置基準、社会保険未加入に係る29年問題、女性、高齢者、外国人雇用の諸問題、特別講習、指導教の申込方法の検討などについて意見交換が行われた。

4 警備業人材確保対策

(1) 東京しごと財団との協働事業

公益財団法人東京しごと財団では、55歳以上の高年齢者のための就職支援講習を行っているが、平成27年度に実施した施設警備スタッフ(2回)と駐車場スタッフ(1回)の支援講習について、当協会から講師を派遣したほか、会員企業を募って合同面接会に参加するなど、就職支援事業を協働推進した。

(2) ハローワークと協働した映像コンテンツの制作

ハローワーク新宿からの提案を受け、東京オリンピックにおける警備員不足も見据え、警備業の魅力を紹介する映像コンテンツを作成し、ハローワークの待合で常時放映することを目的に、ワーキンググループの映像コンテンツ制作チームにより内容が検討され、特別講習の講師と会員各社の協力を得て、約4分の映像コンテンツが完成した。今後、理事会において試写会を実施した後、協会ホームページやYouTubeなどに公開して、広く一般向けに警備業の人材確保に資することとしている。また、映像を収録したDVDを必要数製作し、東京労働局を通じて都内各ハローワークへ配布するほか、希望する会員各社及び全国警備業協会を通じて各県協会へも配布することとしている。

(3) 自衛隊援護協会との連携

自衛官の定年退職年齢は、一般よりやや早めに設定されており、准尉・曹クラスで53~54歳となっている。退官者は誕生日で定年を迎えるため、毎月求職者が出ることから、(一財)自衛隊援護協会に設置された退職自衛官東京無料職業紹介所と連携をとって、警備業界へ再就職してもらうルートを作成するため、機関誌「とうけいきょう」にその案内記事を掲載して、会員各社に周知を図っている。

5 その他、会員に限定する活動

(1) 業務別報告会

・ 施設警備業務報告会

2月5日に東天紅上野本店において開催された。白川会長、担当理事の挨拶の後、平成27年度の活動結果と平成28年度の活動計画が報告され、引き続き研修会が開催された。研修会では、(一社)全国警備業協会総務部齋藤次長、警視庁オリンピック総合対策本部木村管理官、生活安全総務課藤田管理官の講演が行われた。また、賛助会員による警備用品展示会が併催された。(参加者216名)

・ 交通警備業務報告会

2月15日に東上野のオーラムで開催された。白川会長、担当理事の挨拶の後、総務、教育、業務適正化の各担当委員から活動報告がなされた。引き続き開催さ

れた研修会では、ロンドン五輪フェンシング団体銀メダリストの三宅諒氏、東急テクノシステム(株)の神尾純一取締役、警視庁生活安全総務課竹内係長の講演が行われた。(参加者 113 名)

・ 機械・輸送警備業務報告会

2月10日に九段下のアルカディア市谷で開催された。白川会長、平山専務理事の挨拶の後、平成27年度の活動報告と平成28年度の活動計画について報告が行われた。引き続き開催された研修会では、合気道創設者の植芝盛平氏の孫で三代道主の植芝守央氏による講演と実技が披露された。(参加者 66 名)

(2) 地区別報告会

各地区別の報告会の開催状況は次のとおり。

中央地区	6月3日	銀座ブロッサム	29社45名
千代田地区	2月26日	アルカディア市ヶ谷	43社51名
城南地区	4月17日	グランドアーク半蔵門	55社56名
南西地区	4月21日	AP 渋谷道玄坂	55社68名
新宿地区	5月18日	新宿ワシントンホテル	42社58名
北西地区	5月27日	ベルクラシック東京	65社70名
北東地区	4月16日	東天紅上野店	92名
多摩地区	5月13日	セレス立川	40社45名

(3) 上級救命講習

上野消防署の協力を得て、会員各企業の教育担当者を対象として開催された上級救命講習の実施結果は次のとおり。

5月14日	北東・千代田・新宿	30名
7月17日	多摩・中央・南西	20名
9月18日	城南・北西・北東	26名
11月19日	千代田・新宿・多摩	22名
1月21日	中央・南西・城南・北西	30名

各回とも心肺蘇生法、AED 操作法、異物除去と止血法、疾病者の管理法などを習得し、講習修了者には「上級救命技能認定証」が交付された。

(受講者延べ5回128名)

(4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動

平成21年に「東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会」を設立するとともに、暴力団排除関係団体連絡会に加入し、都民に安全・安心を提供する必要性を認識した暴排活動を続けている。

・ 東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会

対策協議会については、理事会の構成員がそのまま協議会の構成員であることから、2月12日に開催された理事会において対策協議会を開催し、平成27年中の活動結果と平成28年度の活動予定について報告を行った。

・ 不当要求防止責任者講習会の開催

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 14 条第 2 項に規定する不当要求防止責任者講習として、警視庁及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターから講師を招き、当協会研修センターにおいて 6 月 15 日に 81 名、11 月 27 日に 87 名がそれぞれ受講して講習会を開催した。基本的な対応や有事の心構えなどについて研修が行われ、講習受講者には受講修了書が交付された。

(受講者延べ 2 回 168 名)

・ 暴排活動行事への参加

7 月 14 日にホテル・ルポール麹町で開催された平成 26 年度暴力団排除関係団体連絡会総会に事務局員が出席、11 月 6 日に日比谷公会堂で開催された第 24 回暴力団追放都民大会に事務局員と会員各社から 91 社 140 名が出席した。

(5) (公社) 被害者支援都民センターへの加入

被害者への直接的支援、相談業務、支援員等の養成・研修などを行っている公益社団法人被害者支援都民センターでは、会員数の減少が続いていたことなどから当協会に対し加盟の要請があった。4 月 22 日の理事会に諮って検討した結果、加盟が承認され、さらに会員各社に加盟を呼び掛けたところ数社の新規加盟があったことから、7 月 1 日、同センター理事長から感謝状の贈呈を受けた。6 月 17 日同センター社員総会に事務局長が、平成 28 年 2 月 22 日の同センター理事会に白川会長がそれぞれ出席した。

(6) 全国万引犯罪防止機構への加入

我が国の刑法犯がここ 10 年で半減する中、万引犯罪が全刑法犯の約 10%を占めている現状を受け、万引犯罪の起きにくい社会づくりのために活動している NPO 法人の全国万引犯罪防止機構から、当協会に対して加入の要請があり、7 月 15 日の理事会に諮って検討した結果、加入が承認された。

VI 書籍等販売事業

(定款上の事業～定款第 4 条第 9 号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備員の教育図書として、次のとおり警備関係図書等の販売を行った。

・ 警備業法の解説	1,619 冊
・ 警備員指導教育責任者講習教本	5,004 冊
・ 警備員指導教育責任者講習問題集	1,265 冊
・ 警備員必携	916 冊
・ 施設、交通、雑踏、貴重品問題集	2,232 冊
・ その他の書籍等 (ビデオ,DVD 含む)	7,091 冊 (点)
合計	18,127 冊 (点)